

公 告

関係人口創出事業委託業務について、その業務を委託する事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年5月21日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 委託業務名

関係人口創出事業委託業務(以下「本業務」という。)

2 業務概要

地域での観光や就業、暮らし体験に関心が高い層と、短期的・季節的な人手不足を解消したい地域内事業者をマッチングするための WEB 上のプラットフォームを構築(あるいは既存プラットフォームを活用)することにより、短期的な労働を伴う地域滞在を促す事業を展開する。

地域での観光や就業、暮らし体験に関心がありつつも、きっかけがないことや交通費や宿泊費の負担が大きいことを理由に、訪問を敬遠していた都市部の移住検討者やフリーランス、および若者層を主なターゲットとし、意欲の高い農家や旅館等の地域事業者とマッチングさせることで、報酬を得ながら地域を訪れ、滞在型観光、地域交流等を行う機会を提供する。

本業務を通じて、短期的に人手不足の課題を解消するだけでなく、訪れる層に当該プラットフォーム上で情報発信することで地域の魅力を伝え、地域との交流機会を提供することで、地域のファンづくり、息の長い関係人口を創出することを目標として取り組むものである。

詳細は本業務仕様書による。

3 業務履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5 提案限度額

金 847,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

6 参加資格

本件公募型プロポーザルに参加できる者は、本業務を効果的に実施することができる法人で、本

件公募型プロポーザルの公告の日から9の(1)の企画提案書等の提出期限の日までの間のいずれの日においても、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- (7) 鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱(平成25年4月1日制定)に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人又は共同体でないこと。

7 実施要領のダウンロード

本件公募型プロポーザルの実施要領(以下「実施要領」という。)等は、鳥取市公式ウェブサイトからダウンロードするものとする。

鳥取市公式ウェブサイト

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/index.html>

【交付期間及び時間】

令和7年5月21日(水)午前9時から同年6月10日(火)午後5時まで

8 参加意向表明書の提出

(1) 提出期間

令和7年5月21日(水)午前9時から同年6月3日(火)午後5時まで

(2) 提出方法

12の担当部局に電子メールで参加意向表明書を添付し、送信すること。

9 企画提案書等の提出

本件公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、関係書類を次により提出するものとする。

(1) 提出期間

令和7年5月21日(水)から同年6月10日(火)までの日(鳥取市の休日を定める条例(平成元年鳥取市条例第2号)第1条第1項に規定する鳥取市の休日は除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

12の担当部局に持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便に限るものとし、提出期間内に必着のこと。)すること。

(3) 提出部数

6部(正1部、副5部)

10 企画提案書等の審査及び最優秀提案者の選定

提出された企画提案書等について、本市が別に定める選考委員会において、企画提案の内容、業務の実施能力等を総合的に審査し、最優秀提案者を選定するものとする。

11 契約の締結

選定した最優秀提案者と本市が協議し、本業務に係る仕様を確定させたいえで、契約を締結するものとする。

なお、選定した最優秀提案者と本市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において総合評価が次に高い提案者と契約締結の交渉を行うものとする。

12 担当部局

〒680－8571

鳥取県鳥取市幸町71番地

鳥取市市民生活部地域振興課

TEL 0857－30－8173

FAX 0857－20－3919

電子メールアドレス chiikishinko@city.tottori.lg.jp

13 その他

(1) 企画提案書等の作成、応募、プレゼンテーション等に要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 提出された書類は、法令等に定めのある場合を除き、提出した者に無断で本件公募型プロポーザル以外の用途に使用しない。

(4) その他詳細は、実施要領による。